

# 令和4年第3回上里町議会定例会会議録第4号

---

令和4年6月9日（木曜日）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 7 （町長提出議案第32号）上里町子ども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第33号）上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第34号）令和4年度上里町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 （町長提出議案第35号）令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 （町長提出諮問1号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 

## 出席議員（13人）

1番 石井慎也君	2番 伊藤覚君
3番 金子義則君	4番 戸矢隆光君
6番 飯塚賢治君	7番 猪岡壽君
8番 齊藤崇君	9番 植原育雄君
10番 高橋正行君	11番 新井實君
12番 沓澤幸子君	13番 高橋仁君
14番 黛浩之君	

欠席議員 5番 高橋勝利君

---

## 説明のため出席した者

町長 山下博一君	副町長 江原洋一君
教育長 埴岡正人君	総務課長 山下容二君

総合政策課長	坪本和馬君	税務課長	山田隆君
くらし安全課長	間々田亮君	町民福祉課長	亀田真司君
子育て共生課長	飯塚郁代君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	間々田由美君	道路整備課長	宮下忠仁君
教育総務課長	望月誠君	教育指導課長	小久保幹則君
生涯学習課長	金井憲寿君	上下水道課長	根岸利夫君

---

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 飯塚剛

## ◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



### ◎日程第7 町長提出議案第32号 上里町子ども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出議案第32号 上里町子ども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） おはようございます。

御提案申し上げました議案第32号 上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、子育て施策を一層推進し、少子化の流れを転換させる観点から行われた埼玉県福祉医療制度の見直しに伴い、現在は児玉郡市内を中心に実施している現物給付、すなわち対象者が医療機関等の窓口で支払うべき医療費に係る一部負担金の支払いを求められず、町が代わって支払う制度を令和4年10月診療分から県内全域の医療機関等でも行うことができるようにするため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要及び内容について御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、いずれの条例も「現物給付」を定義した上で、現物給付を実施する医療機関等に対し医療費の支払いができるよう、規定を改めるものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

初めに、第1条、上里町子ども医療費支給に関する条例の一部改正につきましては、第2条に第6号を追加し、「現物給付」を定義する規定を設けます。

次に、第5条第2項中、「対象となる子どもが町長の指定する保健医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改め、そのほか文言整理を行うもの

でございます。

次に、第2条、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正につきましては、まず、第2条に第4項及び第5項を追加し、「保健医療機関等」と「現物給付」をそれぞれ定義する規定を設けます。

続いて、第8条第2項中、「受給者が、町長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改め、そのほか文言整理を行うものでございます。

県内全域で子育て医療の現物給付を実施することによって、利用者の負担軽減と利便性の向上を図り、子育て世代の支援を実施するものでございます。

最後に、附則については、条例の施行期日を定めており、令和4年10月1日から施行と定め、併せて、ただし書において「第1条中上里町こども医療費支給に関する条例第5条第2項の改正規定及び第2条中上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第2項の改正規定は、令和4年10月診療分から施行する」と定めるものでございます。

以上、上里町こども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 上里町こども医療費支給に関する条例及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 町長提出議案第33号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正

## する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第33号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第33号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

平成30年6月定例会で御議決賜りました上里町長の給料の特例に関する条例が、当初制定附則に規定したとおり、令和4年5月10日をもって失効したため、これに伴い所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

平成30年6月定例会において、町長の公約でありました町長の給料月額50%減額措置を実現するため、上里町長の給料の特例に関する条例について提案し、御議決賜りました。このことに伴い、平成30年12月定例会において、本条例中に当該措置を期末手当の計算には適用しないこととするための規定を追加する旨提案し、これについても御議決いただいたところでございます。

しかしながら、このたび上里町長の給料の特例に関する条例が失効したことに伴い、本条例において期末手当の計算について定めた第5条第2項中、「（上里町長の給料の特例に関する条例（平成30年上里町条例第24号）の規定にかかわらず、第3条に規定する額をいう。以下この条において同じ。）」の文言を削除するものでございます。

最後に、施行期日については、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第33号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 町長提出議案第34号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案第34号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第34号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和4年度上里町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,405万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,589万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第2条は、地方債の追加について、「第2表 地方債補正」によると規定するものでございます。

恐れ入ります。2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は1,078万円の増額補正となり、社会資本整備総合交付金（道路事業）の増額となっております。

款20繰越金は2,537万7,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款22町債は790万円の増額補正となり、藤木戸勝場線歩道整備事業債の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して4,405万7,000円を追加し、97億9,589万1,000円とするもので

ございます。

次に、歳出でございます。

款2 総務費は363万円の増額補正となり、総合文化センター運営事業に係る工事請負費、防犯まちづくり事業に係る会計年度任用職員報酬や共済組合負担金、軽自動車環境性能割徴収取扱費などの増額となっております。

款3 民生費は1,741万1,000円の増額補正となり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る償還金、老人生きがい事業に係る工事請負費、空の杜保育園運営事業に係る会計年度任用職員社会保険料等の増額となっております。

款7 土木費は2,096万6,000円の増額補正となり、藤木戸勝場線歩道整備設計業務委託料の増額となっております。

款9 教育費は205万円の増額補正となり、中学校教育振興事業に係るICT環境整備業務委託料や備品購入費、公民館管理事業に係る工事請負費などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して4,405万7,000円を追加し、97億9,589万1,000円とするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

第2表 地方債補正につきましては、起債対象となる事業費の追加に伴いまして、藤木戸勝場線歩道整備事業の起債限度額790万円の追加を行うものでございます。

以上、令和4年度上里町一般会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 6番、飯塚でございます。

1つちょっと説明を追加していただきたいんですが、老人生きがい事業の体育館北側のトイレの撤去について、これはそうすると、利用者はその後どのような形でトイレ利用になるんで

しょうか。説明してください。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 飯塚議員の御質問に御説明申し上げます。

現在、体育館北側の用地でグラウンドゴルフをしていただいているところとなっております。利用者につきましては、本郷の老人クラブと京塚の老人クラブの方というふうに承知しております。

まず、トイレのほうで、浄化槽が点検不適合であるということを確認したのは昨年度になりますが、利用ができなくなることにつきましては、老人クラブの会員の方々とその後のことについて相談をした中、町民体育館に設置のトイレを利用させていただくというところで一旦代替の対応をお願いし、承諾をいただいているところです。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまのところ追加でお聞きしたいんですけども、当面は体育館のトイレを利用しているということでありまして、今後としては、新たに設置ということを考えているのかどうか。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

トイレの設置につきましては、現在、北側用地については、体育館で各種事業とかイベントがあったときの臨時駐車場として使うというところで、町のほうとしては今までも利用させていただいてきました。その間、利用がない中は、老人クラブの方にグラウンドゴルフなりをしていただいて、健康維持に活用いただいていたというところになります。

その利用のルールのところと整備を一旦ここで改めてさせていただきたいというところもございまして、あの用地の使用目的をきちんと明確にした中、トイレの必要性があの場所にあるのかというのを再度考えまして、設置については考えていきたいということで、現段階、必ず設置するというところには至っておりませんので、そこについても老人クラブの方にもお話はしてございまして、今後、用地の利用方法を含め検討をし、最終的な決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 町民福祉課のこの住民税非課税世帯に対する臨時交付金事業の償還金ということで、決定したので生じると思うんですけども、実際は何世帯に対してどういう結果だったのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

実績報告を行った時点での給付の実績でありますけれども、住民税、令和3年度の住民税非課税世帯と、あとは家計急変世帯を合わせまして、合計で2,261世帯に対して給付を行っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） その下の子育て共生課のところの事業で、空の杜保育園のところですね。

会計年度任用職員の社会保険料等ということで54万6,000円計上されているんですけども、これは年度途中、普通、一般会計の予算要求するときに、こういうのはある程度概算で要求していると思うんですけども、これ、年度途中で雇用が発生したのか、その辺、それについて何名こういう、何名分なのか説明していただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、こちらの補正予算を計上させていただいた理由でございますが、令和4年10月から地方公務員等の共済組合法の法改正に伴って、今までの任用形態等が影響する仕組みとなっております。なおかつ、子育て共生課で任用している保育士が保育園であったり、児童館であったりということで雇用形態が複数あり、予算の内容と、それから任用決定した職員の給与や報酬等に伴う手当等の差異が生じてしまった結果、予算不足となってしまったために、フルタイムの大卒保育士の分が1名分と、それから短大卒の保育士2名分の社会保険料の不足が出たということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 暮らし安全課の防災まちづくり事業で、会計任用職員のこれは報酬が増額しています。暮らし安全課は様々な事業がありますけれども、どちらのところのどういう目的による増なのか、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 暮らし安全課長。

〔暮らし安全課長 間々田 亮君発言〕

○暮らし安全課長（間々田 亮君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

これは、この会計年度任用職員さんにつきましては、安全安心まちづくり推進委員、青パトに乗っていらっしゃる方の報酬になります。当初予算計上時で想定していた方、報酬単価と実際に採用となった方の単価が異なったことから、不足するというので補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 4ページの税務総務費のところの負担金補助及び交付金の軽自動車環境性能割の徴収取扱費19万7,000円でありますけれども、これは何か説明だと、軽自動車の登録台数が増えたことによるものというような説明を受けたんですけれども、3月に当初予算の議決があったわけですね。3か月しかまだ済んでいないのに、また6月ですぐにその補正を組むということに対してちょっと、今後また増えたら、そのときまた組むのかどうなのか、そこら辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 植原議員の御質問に説明させていただきます。

軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費ということで、この交付金が計上されているところでございます。これは本来、町の税金でございますが、県税のほうで市町村に代わり徴収していただきまして、毎月送金していただいているところでございます。

ただ、それに対しまして、県が取扱いしていただいているので、5%の取扱費をお支払いするわけなんですけれども、今回対象となりますのが、令和3年度中の収入に対した5%を令和4年度6月に一括して納めるという形となっております。前年度後半のほうでかなり軽自動車の取得が進んだようで、大変増額となつてございまして、これを補正させていただく内容とな

っています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 一番最初の総合政策課の総合文化センター運営事業の307万7,000円の工事費の件ですけれども、ワープ上里がオープンして、もうかなりの年数がたっているわけですが、これは初めての排水管と汚水ますの敷設交換ということなんですかということが1つと、その全体の、要するにワープ上里に敷設してある排水管、汚水ます全ての工事なのか、それとも、悪いところとか、傷んだところだけを修理する工事なのか。ちょっと2点になっちゃうんですけれども、1つの項目なのでよろしくお願いします。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 齊藤議員の御質問について御説明いたします。

まず1点目の今回工事が初めてかという点についてですけれども、こちらは初めてのものとなります。

2点目の管の工事が全体なのか一部なのかという件についてですが、これは破損している部分のみの、一部のみ工事となります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 今のところで、そうすると、今の説明だと修理が必要な箇所だけを修理すると。

何でこういう、先ほど修理が初めてなのか、それか何回目なのか聞いたんですが、それに関わることで、結局、一部が傷んでくるとかなり経年しているわけよね、オープンしてから。ということは、そういう一部不具合が発生したところだけを修理するということになる、また次から次へと悪い箇所が、同じ時期に敷設しているわけだから、本来なら理想は、理想どおりにいかないかもしれないけれども、理想としては全ての配管、要するに汚水ますを取り替えるというのが理想だと思うんですよ。だって、設置した時期が同じなんだから。

そうすると、また来年ここが悪いところが出てきたり、ということはまた工事が発生する。となると一齐に、もう敷設した時期が同一時期なんだから、当然老朽しているはずなんですよ。そういう観点から、一遍にやっちゃった方がいいんじゃないのかなという気がするんです。

けれども、その辺についての考えはどうか。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 齊藤議員の御質問について御説明いたします。

確かに議員御指摘のとおり、同じ時期に整備したものであるもので、老朽化具合は同じように進行している部分はあるかと思いますが、一方で、今回、令和4年1月に、成人式の時よりその施設のトイレのつまりが発生したということで判明した箇所でございまして、まずは至急修理をする必要がありますので、先行的にこちらを修理する補正予算を計上させていただいたところでございます。

今後、また管の状況を見させていただいて、業者にほかの部分も点検をしていただいたところなんですけれども、そちらについては修理の必要はないとの業者からの判断をいただいておりますので、今回は部分的な修理とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 教育総務課なんですけれども、先ほどの説明ですと、上中のクラスが増加したためのWi-Fiのアクセスポイントを増設するという説明だったんですけれども、1年生の人数が今回増えたということなんですか。クラスの数が増えるということは、一定の時期で把握できるんじゃないかなと思ったりするんですけれども、予定していたよりも生徒が増えたということではなくて、少人数学級の必要性が新たに生じて増設が必要になったのか、ちょっと分かるように説明願いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

令和3年度、中学3年生は4クラスだったんです。今年入ってきた中学1年生は5クラスになったということで、1クラス増えたということでございます。

それをもっと早く分からなかったのかという御質問でございますけれども、学級数の最終的な決定は4月1日ということでございますので、補正予算の計上には間に合わなかったということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 失礼しました。

令和4年度の当初予算の計上時には間に合わなかったということでございます。失礼しました。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第34号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第10 町長提出議案第35号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案第35号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第35号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和4年度上里町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億

9,353万8,000円を1億9,351万6,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,990万7,000円を2,040万5,000円に、繰越利益剰余金処分額3,965万5,000円を3,913万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の資本的収支及び支出の補正につきましては、国道17号本庄道路の計画区域において、今後、道路工事の進捗状況に合わせ水道管移設工事が必要なことから、今年度中に実施設計を行うため、企業債及び委託料の補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款資本的収入、既決予定額に対しまして550万円増額し、2億9,528万3,000円とするもので、第1項企業債を増額する補正でございます。

続いて、支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして547万8,000円増額し、4億8,879万9,000円とするもので、第1項建設改良費を増額する補正でございます。

2ページをお願いいたします。

第3条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的の建設改良事業の限度額を補正後限度額2億1,670万円に改め、計を2億4,670万円と改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、予算第9条本文中、繰越利益剰余金のうち3,965万5,000円を3,913万5,000円に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものでございます。

減債積立金を既決予定額に対しまして520万円減額し、3,913万5,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第35号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

[町長 山下博一君発言]

○町長（山下博一君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申しあげました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員の谷ヶ崎正子氏が本年9月30日をもちまして任期満了となりますので、新たに推薦を行いたく、議会の御意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に新たに推薦する坪山利江子氏について御紹介を申し上げます。

坪山氏は大字神保原町701番地2に在住、昭和29年11月9日に生まれ、現在67歳でございます。

同氏の経歴につきましては、昭和52年3月に文教大学教育学部を卒業され、同年4月から平成25年3月までの35年間、教員として本庄・児玉郡市内の小学校にて御活躍されました。在職中、人権教育を子どもたちに指導する一方、教職員同士でも研修を行う等、人権に対する関心と知識は高いものと見受けられます。

このように坪山氏は人権擁護に理解、関心がある上、人権擁護委員として人格、識見ともに申し分ないため、新たに推薦いたしたいと存じます。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。



## ◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前9時45分散会